

青森公立大学図書館長の選考等に関する規程

平成21年4月1日

規程第60号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学図書館長（以下「図書館長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の方法)

第2条 学長は、理事長と協議の上、図書館長予定者を選考し、人事委員会に諮る。

2 前項の選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。

3 人事委員会は、前項の規定により図書館長の選考に係る審議を行うにあたっては、教育研究審議会の意見を徴しなければならない。

4 理事長は、理事会の議決を経て、図書館長を任命する。

(選考の時期)

第3条 図書館長予定者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 図書館長の任期が満了するとき。
- (2) 図書館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 図書館長が欠員となったとき。

2 図書館長予定者の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合においては辞任の申出があったとき又は欠員となったときに速やかに行う。

(図書館長の任期)

第4条 図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、図書館長が欠けた場合における補欠の図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(教授会への報告)

第5条 学長は、図書館長予定者の選考をしたときは、当該予定者について、速やかに青森公立大学学部教授会及び青森公立大学研究科教授会に報告するものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(最初の図書館長の選考等に関する特例)

- 2 この規程の施行の日後最初の図書館長については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、学長の推薦に基づき理事長が任命する。

附 則 (平成27年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。